

表参道・新潟館ネスパス オープンオフィス利用要領

表参道・新潟館ネスパス（以下「ネスパス」という。）のオープンオフィスの利用について、下記のとおり必要な事項を定める。

第1 設置目的

公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）では、県内企業の首都圏における市場開拓、販売促進、情報収集など新たなビジネスチャンスの開拓を支援し、県内産業の活性化を図るための活動拠点としてネスパス内にオープンオフィスを設置する。

第2 利用対象施設

利用対象設備は下記のとおりとする。

場所	施設名		設備内容
2階	オープン オフィス	事務ブース (1区画 3.3 m ²)	机、椅子、専用ロッカー
		共用設備	コピー機、交流テーブル

第3 利用形態

主として、県内企業が首都圏での営業、情報収集、出張の際などの活動拠点として利用するものとし、利用期間は1月を単位とし1月以上継続するものとする。

第4 利用対象者

利用できる者は、新潟県内に本社又は主たる事業所のある中小企業で、原則として首都圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）に営業拠点がなく、今後首都圏での具体的事業展開を計画している企業とする。

ただし、ネスパスの設置目的の範囲内で機構が特に認める場合はこの限りでない。

第5 利用料金

下記のとおりとする。

事務ブース 1月につき 53,000 円

共用設備 実 費

2 前項の規定にかかわらず、機構が必要と認める場合は利用料金を別に定めることができる。

3 通算2年間を超えて利用する場合にあっては、翌月以降の利用料金は、第1項で定める金額に1月につき10,000円を加算するものとする。

第6 利用時間

原則として午前10時から午後6時30分までとする。(ネスパスの休館日である年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)

第7 利用者サービス

機構は、利用者の活動が円滑に進むよう郵便物等の受け取り等のサービスを行う。

第8 オープンオフィスの利用手続

利用者の決定は、別に定めるところに従い、公募・選考により行う。

- 2 利用希望者は、第1号様式に定める申込書を提出するものとする。
- 3 利用者は、期間の満了前に利用を中止する場合は、退去する日の30日前までに第2号様式に定める書式により、申し出るものとする。

第9 利用承認の通知等

機構は、前条の規定に基づき提出された申込内容を審査し、第1に規定する設置目的及びネスパスの建物の制約条件に照らして適当と認める場合は、別に定める書面又は口頭により利用承認の旨を通知する。

- 2 利用の承認期間は、入居の日から年度末までとする。ただし、機構が特に問題ないと認める場合には、承認期間は期間満了の日の翌日から1年間延長することができるものとし、以降も同様とする。

第10 利用料等の納入

利用者は、利用しようとする月の前月末(利用を開始した月については当月末)までに、利用料を振込又は現金により前納するものとする。

- 2 共用設備利用者は、利用日の属する月の翌月末までに利用料を振込又は現金により納入するものとする。

第11 利用者の心得及び遵守事項

利用者は、機構の指示に従い、他の利用者の迷惑となることのないよう最善の配慮をしなければならない。

- 2 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 利用する権利を他の者に譲渡し、転貸等しないこと。
 - (3) 原状を回復すること。
 - (4) その他機構が定めること。

第12 利用の停止

利用者が次の各号の一に該当すると認められた場合は、利用承認を取り消し、利用を停止することができる。

- (1) 前条第2項各号の一に該当したとき
 - (2) 利用申込書の内容が事実と相違していることが判明したとき
- 2 機構は、第9第2項に定める承認期間にかかわらず、新規の入居応募によりオープンオフィスの定員を超える事由が発生した場合等、必要に応じて利用承認を取り消し、利用を停止することができる。
 - 3 前項の場合、機構は、同ブース利用者（機構が特に認める利用者を除く）のうち、最も利用承認年月日早い者について利用承認を取り消し、利用停止の申し入れを書面又は口頭により行うものとする。

第13 退去期限

利用者は、第12第3項の規定に基づき利用停止の申し入れがなされたときは、当該申し入れがあった日から3か月以内に事務ブースを退去しなければならない。

第14 利用施設の管理

施設の利用期間中は、その利用者が責任を持って利用施設等を管理するものとする。

第15 設営・撤去等

搬入・搬出、設営・撤去にあたっては、ネスパスの建物及び設備等を破損・汚損をしないよう、また、他の利用者等の通行を妨げないよう十分留意しなければならない。

- 2 利用承認期間中は利用施設の清掃・ごみ処理を実施し、期間終了にあたっては整理・整頓を行い、原状に復するものとする。

第16 賠償責任

利用者は、故意又は重大な過失によりネスパスの建物、設備、備品及び什器等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

第17 雑則

この要領に定めるもののほか、オープンオフィスの利用について必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は、平成 24 年 1 月 26 日に制定し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 28 年 3 月 15 日に改正し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。